# 地域交流ホールふれあい・研修室　利用規定

（目的）

1．　福津市及びその近郊の方々の文化的交流ならびに親睦を図る。併せて施設の入居者との社会的・文化的交流、相互の親睦を図り、地域における福祉意識の向上や啓蒙等を目的とする。

（施設の利用）

2．　施設の利用はその目的に違反せず，地域の親睦、社会教育の目的のために利用されるものでなければならない。

3．　施設を利用しようとするときは、目的、日時、利用人数等を申し出なければならない。

（利用の制限）

4．　管理上必要があると認めるときは、許可について利用の制限その他必要な条件をつけることができる。

（利用時間）

5．　９：００～１８：００

（利用目的の変更禁止）

6．　利用者は許可なしに利用目的を変更し、または利用の権利を他人に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（損害賠償）

7．　利用者がその責めに帰すべき理由により、施設、付属設備等を破損し、または滅失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし当施設がやむをえない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

（遵守事項）

8．　施設の利用者および入館者は次のことを遵守しなければならない。

① 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
② 危険物を持ち込まないこと。
③ 所定の場所以外で飲食、もしくは喫煙、または火気を使用しないこと。
④ 施設内を不潔にしないこと。ゴミおよび不用品等は持ち帰ること。
⑤ 許可なく物品の展示販売またはこれに類する行為をしないこと。
⑥ 宗教・政治に係わる利用ならびに行動は行わないこと。
⑦ 職員の指示指導に従うこと。

平成30年6月1日施行